

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高等学校等就学支援金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

高等学校等就学支援金の支給に関する事務では、県立学校の事務室と学校企画課で事務を行っているが、県立学校事務室に対しても、特定個人情報の取り扱いを徹底するよう周知を図っている。

評価実施機関名

島根県教育委員会

公表日

令和8年2月13日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、県立高等学校在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する業務。 保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。また、支援金の支給に関する情報については、情報提供対象であるため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。
③システムの名称	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien、統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の123の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく省令第2条の表第151の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県教育庁学校企画課
②所属長の役職名	学校企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育庁学校企画課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育庁学校企画課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[<input type="checkbox"/> 適用した]

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月19日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<h2>8. 人手を介在させる作業</h2>		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号利用事務における特定個人情報等の取扱規程を策定し、規程に沿った取り扱いを行っている。 また、人手が介在する事務については、ダブルチェックを行うなどリスクへの対策を行っている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[] 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

個人番号利用事務における特定個人情報等の取扱規程を策定し、規程に沿った取り扱いを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月18日	I ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム	高等学校等就学支援金オンライン申請システム	事後	仮称名を正式名に変更。 評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和4年2月18日	II 1. 対象人数の計数時点	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和4年2月18日	II 2. 取扱者数の計数時点	令和3年2月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和5年3月13日	I 1. ②事務の概要	保護者等の各種所得情報を	保護者等の各種所得情報等を	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和5年3月13日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和5年3月13日	II 1. 対象人数の計数時点	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和5年3月13日	II 2. 取扱者数の計数時点	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和6年3月6日	II 1. 対象人数の計数時点	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和6年3月6日	II 2. 取扱者数の計数時点	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和6年3月6日	I 1. ③システムの名称	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien	高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien、統合宛名管理システム、中間サーバ	事後	
令和7年2月3日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の91の項	番号法第9条第1項 別表第一の123の項	事後	
令和7年2月3日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供側】番号法第19条第8号 別表第二の113の項並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1項ハ及び同条第2項ハ 【照会側】番号法第19条第8号 別表第二の113の項及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各項	番号法第19条第8号に基づく省令第2条の表第151の項	事後	
令和7年2月3日	II 1. 対象人数の計数時点	令和6年2月1日時点	令和7年2月3日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和7年2月3日	II 2. 取扱者数の計数時点	令和6年2月1日時点	令和7年2月3日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和8年1月19日	II 1. 対象人数の計数時点	令和7年2月3日時点	令和8年1月19日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな
令和8年1月19日	II 2. 取扱者数の計数時点	令和7年2月3日時点	令和8年1月19日時点	事後	評価書の定期的な見直しに伴うものであり、重要な変更に該当しな